

函館市公共下水道事業受益者負担金（分担金）に係る減免事務取扱要綱

（趣旨）

- 1 この要綱は、函館市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成6年函館市水道局規程第18号）別表に規定する減免率または減免額に関し、公営企業管理者（以下「管理者」という。）の認める額について必要な事項を定めるものとする。

（減免額の限度）

- 2 減免額は、当該受益者に係る負担金の額を限度とする。

（5の項）

- 3 公共下水道事業のため土地または物件を提供した者が所有し、または借用している土地

(1) 土地（函館市または函館市企業局に無償で土地を提供したことにより処理区域となった土地）

函館市または函館市企業局に無償で提供した土地の評価額

(2) 物件 函館市企業局に無償で提供した物件の評価額

- 4 前項に規定する土地または物件の評価額が負担金の額を超えるとき、かつ、次年度以降の賦課対象区域が当該土地または物件の提供によるものと管理者が認めるときは、次年度以降の賦課対象区域における負担金の額から、その超えた額を減免することができる。

- 5 第3項各号列記以外の部分中「借用している土地」とは、函館市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和46年函館市条例第21号）第2条第1項ただし書の規定により受益者とみなされた者に係る土地のことをいう。

（6の項第10号）

- 6 急傾斜地等のため宅地化が不可能なまたは著しく困難な土地

(1) 急傾斜地

(ア) 標高差が5メートル以上であり、かつ、勾配が30度以上である土地 減免率100%

(イ) 標高差が5メートル以上であり、かつ、勾配が20度以上30

度未満である土地 減免率 75%

(ウ) 標高差が 2メートル以上 5メートル未満であり、かつ、勾配が 20度以上である土地 減免率 50%

(2) 前号に規定する土地以外の土地であつて、周囲の地形から将来とも宅地化が不可能な土地 減免率 100%

(6の項第11号)

7 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業または新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）に基づく新住宅市街地開発事業その他これらに類する事業により設置された排水管渠等の施設が公共下水道である場合における当該事業の施行区域内の土地 その事業が当該排水管渠等の施設（分流式下水道にあつては汚水管の整備されたもの）を設置するために要した費用の額を当該事業費の施行区域の面積で除して得た1平方メートル当たりの額に当該受益者が所有する土地の面積を乗じて得た額

(6の項第12号)

8 その他管理者が特に減免する必要があると認める土地 管理者の決裁を得た額

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付 則（平成15年12月17日改正）

この要綱は、平成15年12月17日から施行する。

付 則（平成23年4月1日改正）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（令和4年6月1日改正）

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。